

外国人雇用の基礎知識



AKANE株式会社

— 人材紹介コンサルティング —

- ①外国人雇用とは
- ②在留資格とは
- ③入国までの流れ
- ④在留カードとは
- ⑤外国人雇用状況の届出



①外国人雇用とは



外国人雇用の注意点

- 外国人であっても、日本人同様に最低賃金以下で雇うことはできません。
(※厚生労働省:最低賃金制度より)
- 外国人が日本で暮らすためにはどのような目的で日本に住むのかを行政に申請して「**在留資格**」というものを認定される必要があります。
- 日本で働くことのできる在留資格を持っていない外国人を雇ったり、雇用主が「**在留カード**」を確認しない過失があった場合刑罰を科される可能性があります。
- 外国人を雇用した場合「**外国人雇用状況届出書**」というものを提出しなければいけません。「外国人雇用状況の届出」は全ての事業主の義務であり、雇入れの場合はもちろん離職の際にも必要になります。



②在留資格とは



在留資格は33種類あり大きく分けると2つ

■活動類型資格

「外国人がそれぞれ定められた活動を行うことによって日本に在留出来る資格」

エンジニアとして日本に就職する場合、
学歴・職歴などから日本にとって必要な人
だと判断された場合

『技術・人文知識・国際業務』

という在留資格が与えられる。

但し、エンジニアとしての在留資格なので
飲食店のスタッフになるなどは出来ない。

■地位等類型資格

「定められた身分又は地位を有するものとして日本に在留出来る資格」

日本人の配偶者など

②在留資格とは



在留資格一覧表



就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護（※1）	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※1 平成29年9月1日施行

※2 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

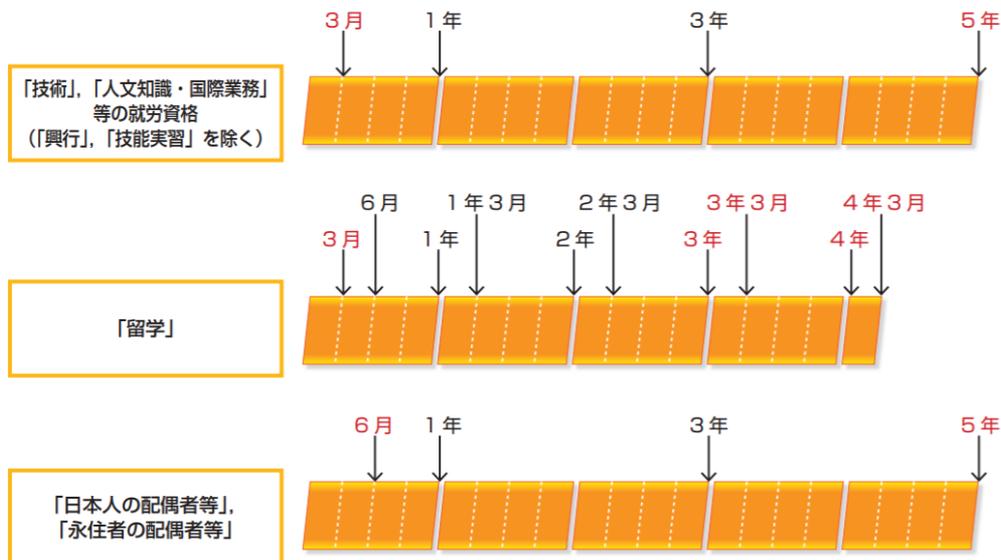
②在留資格とは



主な在留資格	在留期間 (赤字は新設されるもの)
「技術」, 「人文知識・国際業務」 等の就労資格 (「興行」, 「技能実習」を除く)	5年, 3年, 1年, 3月 (注)
「留学」	4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月, 3月 (注)
「日本人の配偶者等」, 「永住者の配偶者等」	5年, 3年, 1年, 6月

▶ 在留資格の更新をすれば長期間滞在可能

(注) 当初から3月以下の在留を予定している場合があることから、新たに「3月」の在留期間を設けています。この場合、新しい在留管理制度の対象とはならず、在留カードは交付されません。



③入国までの流れ



在外公館

地方入国管理局

⑤ 査証(ビザ)の申請

⑥ 査証(ビザ)の発給

② 在留資格認定証明書の
交付申請

③ 在留資格認定証明書の
交付

申請人
(入国希望者)

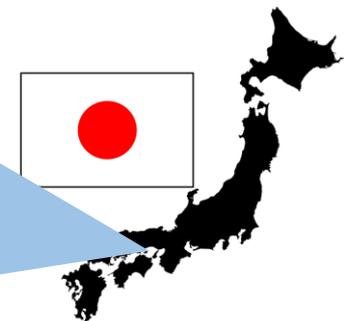
日本にいる代理人
(行政書士等)

① 在留資格認定証明書
交付申請の依頼

④ 在留資格認定証明書
の送付

※証明書の有効期限は
日本入国までの3か月間

⑦ 上陸申請&上陸審査
○旅券・査証(ビザ)の確認
○在留資格認定証明書を持つ
者は在留資格に関し審査省略
○在留資格・在留期間決定
○在留カードの交付



④在留カードとは



表面

住居地
在留資格
在留期間(満了日)
有効期限

就労制限の有無
顔写真
(16歳未満の方は写真なし)

在留カード番号

変更後の住居地記載箇所

裏面

・在留期間更新許可申請
・在留資格変更許可申請
をした時に申請中であることが記載される

資格外活動許可
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留資格変更許可申請中

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD
GOVERNMENT OF JAPAN RESIDENCE CARD No. AB12345678CD
氏名 TURNER ELIZABETH
NAME
生年月日 1985年12月31日 性別 女 F, 国籍・地域 米国
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION
住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ヘイツ202号
ADDRESS
在留資格 留学
STATUS College Student
就労制限の有無 就労不可
在留期間(満了日) 4年3月(2018年10月20日)
PERIOD OF STAY (of EXPIRATION) Y M D
許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局長) MOJ
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日
このカードは 2018年10月20日まで有効です。 法務大臣
PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD
見本・SAMPLE

住居地記載欄		記載者印
届出年月日	住居地	
2014年12月7日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

資格外活動許可欄

許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中
-----------------------------	-------------

在留カードとは、日本に中長期間在留する外国人に対して交付されるカードです。
(※常時携帯が法律で義務付けられています。携帯していない場合罰金も発生します)
観光目的などで日本に3ヶ月以下の短期間滞在する方は対象となりません。

記載事項に変更が生じた場合には変更の届出が義務付けられています。
例えば、住所変更の場合は居住地の市町村に届出をします。

在留カードの役割は

- ①在留カードを持っている外国人が中長期滞在できることを法務大臣が証明する「証明書」
- ②従来のパスポートになされる各種許可の証印等に代わって許可の要式行為となる「許可証」の2つです。

⑤外国人雇用状況の届出



外国人を雇用又は外国人が離職した場合「外国人雇用状況の届出」を提出する必要があります。

届出の内容としては氏名・在留資格・在留期間他7項目があります。

届出の対象者は日本の国籍を有しない人で、在留資格「外交」「公用」及び「特別永住者」以外の方が対象です。

○外国正社員 ○外国人アルバイト ○外国人派遣社員

事業主は在留カードで届出事項を確認。
記載内容の正確性は事業主に担保する。
(写しを提出する必要はありません。)



事業主



厚生労働省



・オンラインまたはハローワークを通じて
「外国人雇用状況の届出」を厚生労働大臣に届出
(※届出を怠ると30万円以下の罰金の可能性)